

労働保険の手続きを

事業主の皆さんへ

労働保険事務組合

愛知三河SR経営労務センター

に委託しませんか?

労働保険とは

労災保険 と 雇用保険

の総称をいいます。

愛知三河SR経営労務センター



労働保険事務組合とは

事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務を処理することについて、厚生労働大臣の認可を受けた中小事業主の団体のことです。

愛知県には、おおむね500件ほどの労働保険事務組合がありますが、社会保険労務士(以下「社労士」という。)の集合体としての事務組合は2団体であり、当SRセンターは三河地区に所属する社労士の団体です。



愛知三河SR経営労務センターとは

厚生労働大臣の認可を受けた三河地区に所属する社労士の団体で、中小企業の事業主の委託を受けて、事業主が行うべき労働保険の事務処理を行う労働保険事務組合です。社労士会員と労働保険事務を委託する事業主会員で構成されています。



労働保険事務組合に委託するための手続き

「労働保険事務等委託書」を三河SRセンターに提出することにより、所属する社労士会員が各種の事務手続きをお世話します。

※所属する社労士会員は、インターネットで「愛知三河SR経営労務センター」と検索して、HPのトップページ「会員名簿(PDF)」よりご確認できます。

業種別	常用労働者数
金融・保険・不動産・小売業	50人以下
卸売業・サービス業	100人以下
その他の業種	300人以下

委託できる事業主は、常用労働者数で委託できる範囲が決まっています。上の表の通りです。

経費や委託の範囲などは裏面へ





入会金

¥10,000

(入会時のみ)

+

会費

¥24,000/年

(月会費2,000円)

※月会費は、7月と10月に労働保険料と一緒に納入します。
なお、年度途中で加入した場合の会費は、加入月×月会費となります。



委託できる事務の範囲

委託できる範囲はおおむね次の通りです。

- ▶ 概算保険料、確定保険料等の申告及び納付に関する事務
- ▶ 保険関係成立届、任意加入の申請、雇用保険の事業所設置届の提出等に関する事務
- ▶ 労災保険の特別加入の申請等に関する事務
- ▶ 雇用保険の被保険者に関する届出等の事務
- ▶ その他、労働保険についての申請、届出、報告に関する事務



委託によるメリット

事務処理を委託すると事業主には次のようなメリットがあります。

- ▶ 労働保険料の申告・納付等の労働保険事務を事業主に代わって処理しますので、事務の手間が省けます。
- ▶ 労働保険料の額にかかわらず、当該年度分の労働保険料を3回に分割納付できます。(但し、委託時期により1または2回納付の場合があります。)
- ▶ 中小事業主の労災保険への特別加入の取扱いが可能です。
- ▶ 海外派遣の特別加入の取扱いも可能です。



申し込み・お問い合わせ先

【労働保険事務組合愛知三河SR経営労務センター】

〒444-0837 岡崎市柱3丁目11-8 ハシモビル2階
TEL(0564)54-8540 / FAX(0564)54-8512
HP:<https://mikawa-sr.com/index.html>
運営時間:平日8:45~17:15 (昼休憩12:00~13:00)

HPはこちら



担当社会保険労務士 氏名

連絡先